破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第３２９９号
名古屋市中区錦２丁目９番10号　カゾーネアッソ408号
破産者　ロハス接骨院こと　村井　正典
1　破産債権の届出期間　平成23年４月７日まで
2　一般調査期日　平成23年６月１日午後１時40分
平成23年３月４日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０１９１号
大阪市淀川区宮原１丁目18番11―802号
破産者　江刺　智昭
1　破産債権の届出期間　平成23年４月８日まで
2　一般調査期日　平成23年５月26日午後３時30分
平成23年３月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３号
大分県杵築市山香町大字久木野尾3827番地２
破産者　菅原　芳則
1　破産債権の届出期間　平成23年４月８日まで
2　一般調査期日　平成23年４月26日午前10時
平成23年３月７日
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第８５６号
福岡市東区原田２丁目29番11―705号、開始決定時の住所福岡県朝倉市柿原25番地３
破産者　藤野　清美
1　破産債権の届出期間　平成23年４月13日まで
2　一般調査期日　平成23年５月30日午後２時
平成23年３月２日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１０７号
京都市伏見区久我西出町３番地の１
破産者　栄進染化株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年４月15日まで
2　一般調査期日　平成23年５月11日午後３時30分
平成23年３月７日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５４１１号
大阪市福島区野田１丁目１番86号
破産者　株式会社北野商店
1　破産債権の届出期間　平成23年４月20日まで
2　一般調査期日　平成23年５月30日午後３時30分
平成23年３月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３２３号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目５番２―807号
破産者　中島　葉子
1　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
2　一般調査期日　平成23年６月６日午前11時
平成23年３月３日
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産管財人変更

平成２２年（フ）第７５３６号
大阪府吹田市泉町５―15―２、開始決定時の住所大阪府吹田市広芝町19番10―302号
破産者　竹田商店こと　竹田　栄一
破産管財人　那須　秀一が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　西出　智幸
平成23年３月２日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第１３１号
長崎県島原市有明町湯江乙1315番地１
破産者　ヨシムラ有限会社
1　期日　平成23年７月８日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年３月７日
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第９８号
和歌山市加納347番地の４
破産者　有限会社丸中建具製作所
1　期日　平成23年４月25日午後１時55分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年３月７日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第９２０号
最後の住所福岡県大野城市横峰２丁目11番32号　グランメゾン横峰Ａ―103号
破産者　亡西光夫相続財産
異議申述期間　平成23年４月28日まで
平成23年２月28日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８５８号
熊本市本山２丁目６番28号
破産者　緒方　昭智
異議申述期間　平成23年４月28日まで
平成23年３月７日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６９４号
宮崎県東諸県郡国富町大字三名3968番地
破産者　石山　國雄
異議申述期間　平成23年５月２日まで
平成23年３月７日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６２号
宮崎県都城市久保原町27街区６の３号　ＧＦＢ―Ｃ　Ａ号、申立時の住所宮崎県都城市都北町5938番地１
破産者　石神　憲一
異議申述期間　平成23年５月２日まで
平成23年３月７日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３９号
鹿児島県曽於市末吉町二之方2447番地
破産者　石神　榮志
異議申述期間　平成23年５月２日まで
平成23年３月７日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１５８３号
福岡市南区野間４丁目２番10号707、破産手続開始決定時の住所福岡市南区大池１丁目５番18号
破産者　是松　伸茂
異議申述期間　平成23年５月９日まで
平成23年３月２日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第５０３号
福島市新町２番11号
清算株式会社　株式会社スタートアップ
清算人　今泉千恵子
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福島地方裁判所第１民事部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第７号
青森市大字浅虫字蛍谷293番地12
清算株式会社　株式会社浅虫リゾート
代表者代表清算人　佐藤　方信
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対し、平成22年11月10日の特別清算開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「特別清算債権」という。）とし、同債権を有する者を債権者とする。
2　弁済の場所
ア　本協定における支払及び弁済は、全て債権者の指定する銀行口座に振り込み送金する方法により実施する。ただし、清算株式会社及び債権者が別途合意した場合には、この限りではない。
イ　全項の振込にかかる手数料は、債権者の負担とする。ただし、清算株式会社及び債権者が別途合意した場合には、この限りではない。
3　端数処理
計算の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
4　利息・遅延損害金等
開始決定以後の利息債権及び遅延損害金請求権等の債権について、清算株式会社は、債権者から、本協定認可決定の確定する日に全額免除を受ける。
第２　一般債権
1　一般債権の債務承認
清算株式会社は、特別清算債権のうち、別途権付債権、共益的債権及び優先債権に該当しない債権（以下「一般債権」という。）を有する債権者４名に対し、総額金５億5126万2240円の債務を負担していることを確認する。
2　一般債権の全額放棄
前記１の一般債権者のうち、株式会社整理回収機構、青森県信用保証協会及び株式会社みちのく銀行は、本協定案の認可決定日に、清算株式会社に対する一般債権の全額を免除する。